

市民に開かれた、市民のための議会へ

三浦市議会 議会報告会

平成26年10月18・19日

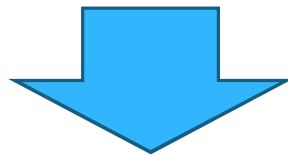
市民に開かれた、市民のための議会へ

三浦市議会 議会報告会

三浦市議会基本条例

平成26年10月18・19日

三浦市議会基本条例の目的



第1条

この条例は、二元代表制の下、市民と議会との関係及び議会と行政との関係並びに議会に関する基本的事項を定めることにより、「市民に開かれた、市民のための議会」を実現するとともに、市民の負託に応え、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

三浦市議会基本条例について

- 1 条例制定までの経過
- 2 条例の主な内容
- 3 制定された後の議会
- 4 今後の取り組み

1 条例制定までの経過

- (1) 特別委員会の設置
- (2) 意見募集の実施
- (3) 市民説明会の開催
- (4) インターネット中継の実施
- (5) 三浦市議会基本条例の制定

(1) 特別委員会の設置

① 条例策定等特別委員会の設置と開催

平成23年6月27日に設置

平成26年3月18日まで22回開催

② 研修会の開催

平成25年1月17日に開催

③ 先進都市への視察

平成25年1月31日から2月1日まで

京都府京丹後市及び木津川市に視察



特別委員会の様子



研修会の様子



先進都市への視察の様子

(2) 意見募集の実施

平成25年10月1日から10月31日まで、三浦市議会基本条例(素案)についての意見募集を行いました。

市民の方から13項目の意見が出され、それらの意見について市のホームページ等で回答しました。

(3) 市民説明会の開催

平成25年10月24日、市民説明会を三浦市青少年会館ホールで開催しました。

参加者は、19名でした。

市民の方から15項目の意見が出され、それらの意見について市のホームページ等で回答しました。



市民説明会の様子

(4) インターネット中継の実施

特別委員会で「本会議のインターネット中継」について議論がされ、「市民に開かれた議会」として実現に向け検討をしました。

平成25年第4回定例会(12月議会)からユーストリームで「本会議のインターネット中継」が実施されました。

(5) 三浦市議会基本条例の制定

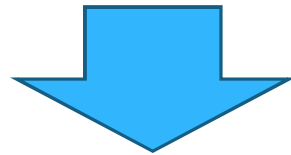
平成26年3月24日の三浦市議会本会議において全会一致で可決され、4月1日に施行されました。

三浦市議会基本条例制定に伴い関連条例及び規則についても改正がされました。

2 条例の主な内容

- (1) 市民への情報公開
- (2) 議会報告会の開催
- (3) 政策討論会の開催
- (4) 議員間の討議
- (5) 有識者との懇談会
- (6) 一問一答方式の実施
- (7) 市長の反問権

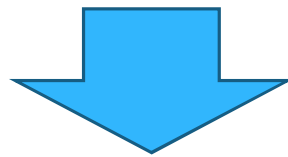
(1) 市民への情報公開



第3条第1項

議会は、議会の会議、委員会等の諸活動（以下「議会活動」という。）に関する情報を積極的に市民に公開し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

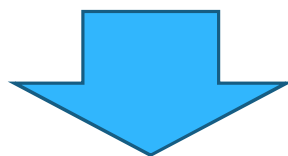
(2) 議会報告会の開催



第3条第6項

議会は、全議員による市民に対する議会報告会を開催することにより、議会活動に関する情報を直接市民に提供し、説明責任を果たすとともに、市政全般に関する課題について市民と意見を交換し、市民からの政策の提言を受け、議会活動に反映させるものとする。

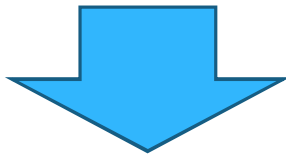
(3) 政策討論会の開催



第4条第2項

議会は、重要な行政課題等について議員が自由に意見交換し、相互に理解し、及び一致点を見出す場として政策討論会を開催することができるものとする。

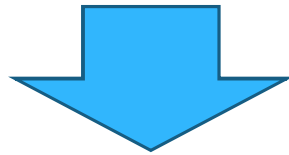
(4) 議員間の討議



第4条第3項 前段

議会は、言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、委員会の審査においては、議員間の討議を通して、合意形成に努めるものとする。

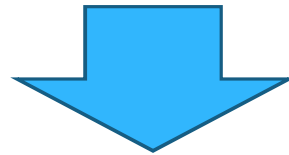
(5) 有識者との懇談会



第4条第5項

委員会は、有識者との懇談会を開催し、議会活動に反映及び活用をすることができるものとする。

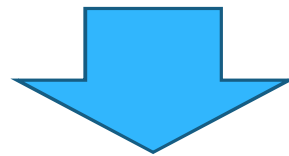
(6) 一問一答方式の実施



第10条第2項

会議における質疑及び質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするために、対面による一問一答の方式により行うことができるものとする。

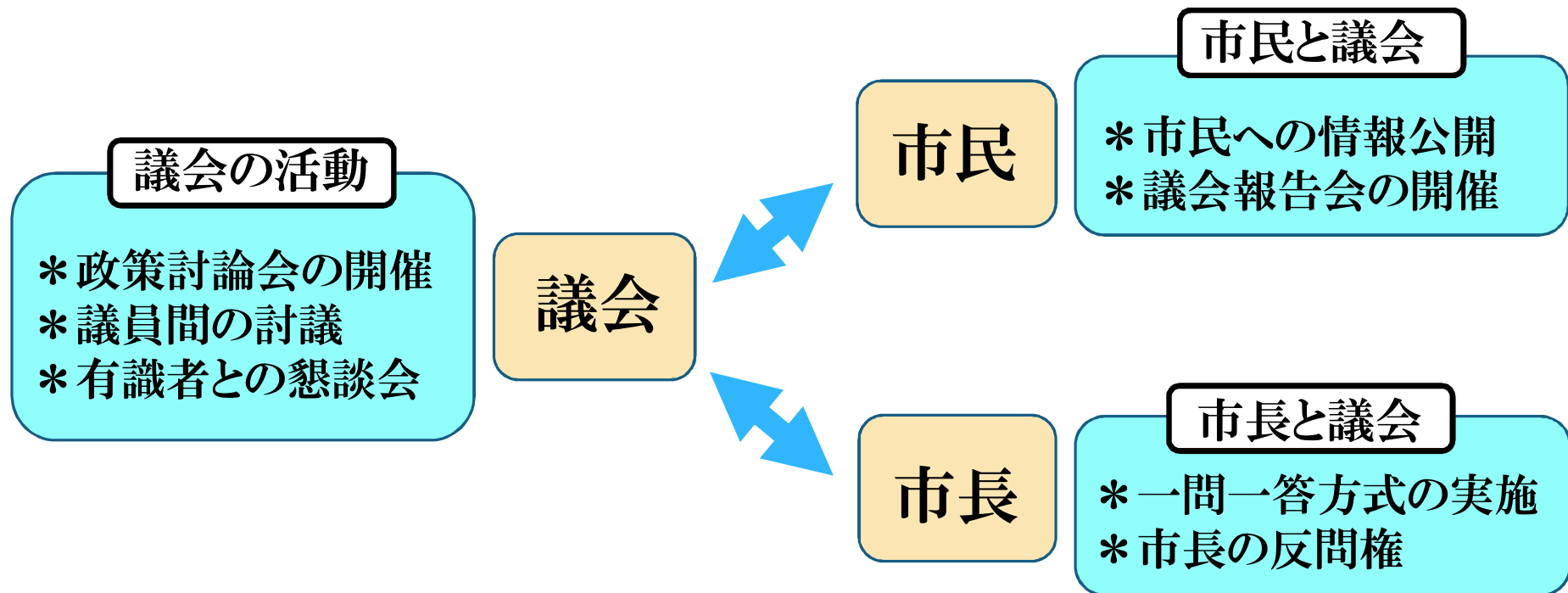
(7) 市長の反問権



第10条第3項

市長は、議員の質問に対し、議長の許可を得て反問することができるものとする。

条例の主な内容 イメージ図



「市民に開かれた、市民のための議会」を目指して

3 制定された後の議会

(1) 一問一答方式の実施

(2) 議会報告会の開催

(1) 一問一答方式の実施

① 一般質問

第2回定例会(6月議会) 一問一答方式 8名

一括方式 5名

第3回定例会(9月議会) 一問一答方式 8名

一括方式 5名

② 議案質疑

第3回定例会(9月議会) 一問一答方式 1名



問一答方式の様子

(2) 議会報告会の開催

10月18日(土) 14時から15時30分

潮風アリーナ研修室

10月19日(日) 14時から15時30分

青少年会館ホール

19時から20時30分

南下浦市民センター講堂

4 今後の取り組み

- (1) 一問一答方式のあり方
論点及び争点を明確にするための取り組み
- (2) 政策討論会の開催等の実施
 - ① 政策討論会の開催
 - ② 議員間の討議
 - ③ 有識者との懇談会の取り組み

質疑応答